

## 質問状に対する回答

- 1 中野市と同規模下水道処理施設における下水道処理使用料の比較を示してほしい。

### 【回答】

自治体ごとに下水道処理施設の規模や設置数が異なり、また、施設ごとに使用料を徴収しているわけではありませんので、御質問のように施設ごとの使用料を比較することができません。

そこで、県内 19 市が事業計画で定める最大汚水量（ $\text{m}^3/\text{日最大}$ ）に対して、1 日当たりの下水道使用料がどれだけ充当できるかを一覧表にしました（下表）。

令和 4 年度決算ベースで本市は 87.42 円と、19 市中 15 番目の低さであることがわかります。

R 4 計画汚水量（ $\text{m}^3/\text{日最大}$ ）					使用料／年 （千円）	使用料／日 （千円）	使用料／ $\text{m}^3$ （円）
No.	市名	公共 事業計画	特環 事業計画	公共＋ 特環計			
1	佐久市	26,913	4,026	30,939	1,612,274	4,417	142.77
2	安曇野市	29,185	3,050	32,235	1,474,311	4,039	125.31
3	長野市	154,627	6,946	161,573	6,618,952	18,134	112.23
4	塩尻市	26,378	5,384	31,762	1,293,803	3,545	111.60
5	千曲市	25,550	0	25,550	983,018	2,693	105.41
6	諏訪市	30,561	0	30,561	1,168,126	3,200	104.72
7	大町市	4,974	1,914	6,888	261,877	717	104.16
8	小諸市	7,620	2,540	10,160	365,464	1,001	98.55
9	伊那市	12,220	6,588	18,808	669,737	1,835	97.56
10	飯田市	41,740	2,390	44,130	1,540,871	4,222	95.66
11	岡谷市	27,357	0	27,357	944,453	2,588	94.58
12	東御市	9,890	540	10,430	350,867	961	92.16
13	駒ヶ根市	11,900	0	11,900	399,949	1,096	92.08
14	飯山市	6,130	4,080	10,210	328,080	899	88.04
15	中野市	10,710	3,640	14,350	457,865	1,254	87.42
16	上田市	41,113	18,041	59,154	1,879,702	5,150	87.06
17	茅野市	32,115	4,688	36,803	1,149,995	3,151	85.61
18	松本市	119,001	14,898	133,899	4,179,333	11,450	85.51
19	須坂市	19,380	3,890	23,270	710,216	1,946	83.62

2 1と共に損益計算書の科目ごとの比較を示してほしい。

【回答】

令和4年度末時点で法適用されていない飯山市を除く18市の損益計算書は別紙のとおりです。

3 農業集落排水施設から公共下水処理施設への統合は、補填財源残額に影響しなかったか。

【回答】

下水道事業会計では、補填財源の大半を損益勘定留保資金が占めており、損益勘定留保資金は、次の式で表せます。

$$\text{損益勘定留保資金} = \text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入} + \text{除却費}$$

御質問の統合には廃止も含まれておりますが、これは農業集落排水から特定環境保全公共下水道へセグメント間で固定資産の所管換えを行ったことによるものなので除却はしておらず、固定資産全体の増減もありません。そのため、損益勘定留保資金が増加することはなく、補填財源が増加することはありませんでした。

4 下水道利用料の算出に用いる汚水量は、上水道利用量が反映されているという認識でよいか。

【回答】

お見込みのとおりです。汚水量の算定は中野市下水道条例に基づき、水道で算定された使用水量としています。ただし、水道水以外に井戸水等を下水道に流している場合には、加算メーターを設置して汚水量を計測しています。また、散水等により下水道へ排水しない場合には減算メーターを設置していません。

5 上水道料金表を下水利用者と下水不利用者との別建てにする事は可能か。

【回答】

水道料金は、使用水量に応じてその料金を算定しているため、下水道使用の有無により水道料金を変えることはできません。ただし、水道料金の値下げも含めて検討し、第3回審議会でお示しいたします。

6 【別紙】の【図2】で、有収水量の減少率が水道事業会計の方が下水道事業会計より高いが、その要因は何か。

【回答】

各事業の有収水量の算出方法の違いによるものです。下水道事業は、水洗化人口の減少率を用いて算出しました。一方で、水道事業は、推計人口の減少率を用いて算出しました。

7 【別紙】の6ページ、7ページの最下段記載の(※)について、説明してほしい。

【回答】

※経費回収率と下水道使用料増加額について

経費回収率とは、汚水処理に係る費用が下水道使用料でどの程度回収できているかを示す指標です。

推計の結果、令和7年度から令和16年度の10年間で汚水処理に係る費用は約98億円となる見込みですが、このまま料金を改定しなければ、下水道使用料は10年間で約67億円しか見込めず、経費回収率は約68%で、100%を大幅に下回ります。

経費回収率を10年間トータルで100%とするためには、汚水処理に係る費用98億円と下水道使用料67億円の差額約31億円を補填する必要があります。約15,500世帯の水洗化済戸数で計算すると、年間約3億円（1世帯当たり年間約20,000円）の増額が必要になります。

※グラフの説明について

下水道使用料の増額により当年度純利益が増加します。当年度純利益が増えると現金預金残高と補填財源残高の両方が増えます。

令和7年度以降、下水道使用料が増加することで、【図4】から【図5】、【図7】の様に、現金の枯渇を先送りすることができます。

また、【図3】から【図6】、【図8】の様に、補填財源残高も増加します。なお、補填財源は資本的収支不足額に充当されますが、充当しきれなかった補填財源は、翌年度へ繰り越され、資本的収支不足額に充当されます。